

平成18年より『高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律）』が施行されています。この法律は高齢者の虐待を未然に防ぐとともに、虐待をしてしまった養護者（介護者）を支援するための法律です。

※高齢者虐待をした人を罰するなど、取り締まることが目的の法律ではありません。

#### ▶たたく、けるといった「身体的虐待」だけが虐待ではありません。

『高齢者虐待防止法』では、高齢者への虐待として、次の5つを挙げています。

##### ①身体的虐待

たたく、つねる、なぐる、ける、やけどを負わせる、ベッドにしばりつける、意図的に薬を過剰に与えるなど

##### ②心理的虐待

子ども扱いする、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視する、排せつの失敗に対して恥をかかせるなど

##### ③介護・世話の放棄、放任

空腹、脱水、低栄養状態のままにする、おむつを交換しない、劣悪な状態や住環境の中に放置するなど

##### ④経済的虐待

日常的に必要なお金を渡さない、本人の年金・預貯金・不動産などを本人の意思・利益に反して使用するなど

##### ⑤性的虐待

排せつの失敗などに対し懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触などわいせつな行為を強要するなど

#### ▶虐待をする家族に自覚がない場合もあります

認知症による徘徊を防ぐために部屋に鍵をかけたり、夜間の失禁をなくすために過剰な水分制限をしたりと「高齢者のために」との思いが結果的に虐待につながっていることがあります。

#### ▶「もしかしたら…」と思ったら迷わず相談・通報を!!

『もしかしたら虐待かも』と思ったら、どなたでも高齢福祉課・地域包括支援センターにご相談ください。通報者の秘密は守られます。通報を受けた市は、事実確認を行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や介護サービスの提供など養護者（虐待をしてしまった人）を支える取り組みを行います。

【相談・通報先 高齢福祉課、地域包括支援センター ☎26-2250】

#### ▶地域ぐるみで高齢者虐待と孤立を防ぎましょう！

虐待をしてしまう人の中には、孤立していて、誰にも相談できず悩む方がいます。「最近どう？」という気軽な声かけや、何気ない立ち話ができる地域づくりが虐待予防にとって大切な取組みになります。

##### 脳いきいき教室（無料）

月ごとのテーマにそった話と楽しく頭を使しながら軽い運動をします。

11/24(金) 13:30~15:15

市民交流センター 1~3会議室  
申込み不要

##### もの忘れ相談（無料）

認知症初期集中支援チームスタッフ（看護師等）が相談をお受けします。

11/13(月) 13:30~

市役所3階 第5会議室  
要予約（前日までに申込み）



# 知つて防ごう!!

介護する人も、される人も健やかにくらしていくために、  
高齢者もその家族も、心身共に健やかに暮らしていくよう、地域全体で見守り、  
支援することが大切です。

# 高齢者の虐待

問  
高齢福祉課 高齢者支援係

